

寒川町職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第17号

寒川町職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町職員の旅費に関する条例施行規則（昭和48年寒川町規則第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「「条例」」を「「旅費条例」」に改める。

第2条中「条例」を「旅費条例」に、「歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島を除いた」を「本州、北海道、四国及び九州に附属する」に改める。

第7条を削る。

第6条中「条例第9条第4項」を「旅費条例第7条第5項」に改め、同条を第7条とする。

第5条第1項中「条例」を「旅費条例」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「条例」を「旅費条例」に改め、同条を第5条とする。

第3条各号列記以外の部分中「条例」を「旅費条例」に改め、同条第1号中「第4号」の次に「。以下「給与条例」という。」を加え、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（旅費条例第2条第1項第5号で定める者等）

第3条 旅費条例第2条第1項第5号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者
- (2) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条第1項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正10年法律第76号）第4条に規定する軌道経営者
- (3) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第23条の3第2項に規定する船舶運航事業者
- (4) 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業を営

する者

- (5) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第7項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業者
- (6) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を営む者
- (7) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第7条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第55条第1項に規定する貨物利用運送事業者
- (8) 外国における前各号に掲げる者に相当するもの
- (9) 割賦販売法（昭和36年法律第159号）第31条に規定する登録包括信用購入あっせん業者（国との契約によりカード等（同法第2条第3項第1号に規定するカード等をいう。次項において同じ。）を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に提供する場合に限る。）

2 旅費条例第2条第1項第5号に規定する規則で定めるものは、役務及びカード等とする。

第8条から第11条までを次のように改める。

（鉄道賃に係る鉄道）

第8条 旅費条例第8条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの
- (2) 軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道に類するもの
- (3) 外国における前2号に掲げるものに相当するもの

（船賃に係る船舶）

第9条 旅費条例第9条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するもの

(2) 外国における前号に掲げるものに相当するもの

(航空賃に係る航空機)

第10条 旅費条例第10条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するもの

(2) 外国における前号に掲げるものに相当するもの

(内国旅行の宿泊費基準額等)

第11条 旅費条例第12条ただし書に規定する規則で定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

(1) 会議等に出席する場合において主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

(2) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

第13条を第17条とする。

第12条第1項中「条例第30条」を「旅費条例第29条」に改め、同条第2項中「条例第30条」を「旅費条例第29条」に、「つど」を「都度」に改め、同条を第16条とし、第11条の次に次の4条を加える。

(外国旅行の宿泊基準額等)

第12条 旅費条例第21条ただし書に規定する規則で定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

(1) 国際会議（これに準ずるものを含む。以下この号及び次号において同じ。）

において外国政府、国際機関その他国際会議の主催者から宿泊施設の指定があり

当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

- (2) 国際会議に出席するため上級の職にある者（特別職の職員を含む。以下同じ。）の外国旅行に同行する者が上級の職にある者と同一の宿泊施設に宿泊しなければ公務の運営上支障を来すとき。
- (3) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。
- (4) 為替相場の変動その他旅行命令等を発した時には通常予見することのできない事情があったとき。

（渡航雑費の細則）

第13条 条例第24条に規定する規則で定める費用は、次に掲げる費用（公務のため特に必要とするものに限る。）とする。

- (1) 保険料
- (2) 医薬品の購入に係る費用
- (3) 携行品の購入に係る費用
- (4) 健康診断その他の医療機関での受診に係る費用
- (5) 条例第24条に規定する費用に類する又は付随する費用
- (6) 前各号に掲げる費用のほか、旅行者の負担とすべきでないものとして町長が認める費用

（給与の種類）

第14条 旅費条例第28条第3項に規定する給与の種類は、給料条例に規定する給料、扶養手当、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当又はこれらに相当する給与とする。

（通勤手当との調整）

第15条 旅行者が給与条例第9条に規定する通勤手当又はこれに相当する給与（以下この条において「通勤手当等」という。）の支給を受けている場合であって、旅行

の経路に当該通勤手当等の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。

第1号様式及び第2号様式中「第4条関係」を「第5条関係」に改める。

附 則

この規則は令和7年4月1日から施行する。